

国民健康 保険税

国民健康保険（以下国保）は、病気やけがをしたときに安心して病院にかかることができるように、加入者みんなで支え合う医療保険制度です。

国民健康保険税（以下国保税）の納税義務者は世帯主です。世帯主が国保に加入していても、その世帯に国保の加入者がいれば、納税通知書が世帯主宛てに送付されます。

平成30年度の納税通知書は、7月上旬に送付します。国保税は、世帯主と加入者の所得に応じて算定されます。申告をしていないため所得状況が分からない加入者がいる世帯では、国保税が減額されない場合がありますので、ご注意ください。

平成30年度の改正内容

①賦課限度額を改正
医療分 58万円（改正前は54万円）

後期高齢者支援分 19万円（改正なし）

②軽減対象となる基準所得金額を見直し、軽減される対象を拡大

③算定方式の変更により、資産割を廃止

詳しくは、7月上旬に送付する平成30年度国保税額決定通知書または同封のチラシでご確認ください。

倒産や解雇、雇い止めなどによる軽減

会社の倒産や解雇、雇い止めなどで離職した人は、健康増進課または各支所で申請をすると、前年の給与所得をその3割とみなして税額を算定するので、国保税が軽減されます。

◇対象者

離職の翌日から翌年度末までに、雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職者）や特定理由離職者（雇止めなどによる離職者）として失業等給付を受け、離職時点で65歳未満の人

◇軽減期間

離職の翌日～翌年度末

納付方法

普通徴収（納付書または口座振替）と特別徴収（年金からの天引き）の2種類があります。

【平成30年度納付書・口座振替の納期限】

第1期	7月31日（火）
全期	
第2期	8月31日（金）
第3期	10月1日（月）
第4期	10月31日（水）
第5期	11月30日（金）
第6期	12月25日（火）
第7期	1月31日（木）
第8期	2月28日（木）

【納付方法の変更】

10月の特別徴収（年金からの天引き）から口座振替に変更できます。

特別徴収を中止して口座振替に変更する場合は、金融機関に口座振替依頼書を提出し、7月31日（火）までに税務課または各支所で納付方法の変更手続きをしてください。

◇手続きに必要なもの

印鑑、振替口座の通帳、届け出印（金融機関に口座

振替依頼書を提出している人は納付方法の変更手続きのみ必要）

◇注意

これまでの納付状況によっては、口座振替への変更が認められない場合があります。

社会保険に加入したときは、手続きを忘れずに

国保に加入していた人が就職等で社会保険に加入して国保の資格を喪失したときは、必ず健康増進課または各支所で国保を離脱する手続きをしてください。手続きをしないと国保税の課税が継続します。

その他の注意事項

国保税の納付が滞ると、被保険者証の有効期限が1年から3カ月になる場合があります。

問い合わせ先

◇課税内容や納付方法など
税務課 ☎23-13922
◇加入等の手続きなど
健康増進課国民健康保険係
☎23-13927

重度心身障害者等・ひとり親家庭等
医療費助成制度

8月は受給資格者証の更新月です。引き続き受給資格がある人には、新しい受給資格者証を7月下旬に送付します。受け取ったら受給資格者証の記載内容を確認し、相違がある場合は、健康増進課医療係または各支所へご連絡ください。

注意

転出や死亡などで資格を喪失した人は、本市の受給資格者証が使えなくなりま。速やかに受給資格者証をお返しください。

問い合わせ先

健康増進課医療係
☎23-13927
大野原支所 ☎54-15700
豊浜支所 ☎52-11200
伊吹支所 ☎29-12111



後期高齢者 医療

75歳以上の全ての人は、後期高齢者医療制度の被保険者となります。また、65歳以上で一定の障害がある場合は、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

平成30年度の保険料

後期高齢者医療保険料の納税義務者は、被保険者本人です。保険料は、被保険者が等しく負担する均等割額（47,300円）と、所得に応じて決まる所得割額の合計額です。

高齢者と若者の世代間の負担の公平化を図るため、昨年度に引き続き、保険料の軽減制度が変わりました。軽減制度について詳しくは、広報かんおんじ5月号、7月中旬に送付する平成30年度保険料決定通知書または同封のチラシでご確認ください。皆さんのご理解をお願いします。

納付方法

①年金天引き（特別徴収）

◇平成30年4月と6月支給分の年金から保険料が天引きされた人

4月と6月の保険料と同額を、8月支給分の年金から天引きします。

確定した年間の保険料額から、4月、6月、8月に天引き（仮徴収）した額を差し引いた残りの額を、10月、12月、2月支給分の年金から天引き（本徴収）します。

◇平成30年10月支給分の年金から保険料の天引きが開始される人

7月から9月までは、納付書または口座振替で納付してください。10月、12月、2月支給分の年金から残りの保険料を天引きします。

②納付書・口座振替

①以外の人

年間の保険料額を8期に分けて納付してください。初めて後期高齢者医療制度に加入した人は、当初は納付書または口座振替になります。

【平成30年度納付書・口座振替の納期限】

第1期	7月31日（火）
全期	
第2期	8月31日（金）
第3期	10月1日（月）
第4期	10月31日（水）
第5期	11月30日（金）
第6期	12月25日（火）
第7期	1月31日（木）
第8期	2月28日（木）

納付方法の変更

①納付書（現金納付）から

口座振替への変更
市指定金融機関等に口座振替依頼書（通帳と届け出印が必要）を提出してください。依頼書は市指定金融機関等にありま。

②年金天引きから

口座振替への変更
市指定金融機関等に口座振替依頼書を提出し、その本人控を持参して、税務課収納係または各支所で納付方法の変更手続きをしてください。

注意 これまでの納付状況によって、変更が認められない場合があります。

被保険者証の送付

被保険者証の有効期間は毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間です。

8月から使用する新しい被保険者証を、被保険者1人に1枚ずつ『黄色の封筒』の『特定記録郵便』で7月13日以降に送付します。

7月23日を過ぎても被保険者証が届かない場合は、健康増進課医療係にご連絡ください。



両端がだいたい色から黄緑色に変更

注意

・住民票に記載されている住所へ送付します。住所以外への送付を希望する場合は、事前に郵便局で転送の届け出をしてください。
・紛失等には十分注意してください。
・台紙から、被保険者証をはがしてご使用ください。

被保険者証を受け取ったら

被保険者証の記載内容に相違がある場合は、健康増進課医療係または各支所へご連絡ください。

75歳の歯科健康診査

平成30年4月1日時点で75歳（昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生まれ）の被保険者は、無料で歯科健康診査を受けることができます。対象者には、香川県後期高齢者医療広域連合から7月に受診券を送付します。自分の口腔の状態を知るためにも必ず受診しましょう。

問い合わせ先

○制度や資格、保険証
健康増進課医療係
☎23-13927

○保険料額や納付方法
税務課市民税係
☎23-13922

○全般、歯科健康診査
香川県後期高齢者医療広域連合事務局
☎087-1811-1866

介護サービス等の利用者負担割合の見直し(平成30年8月から)

8月利用分から、介護サービスまたは介護予防・生活支援サービス費用の利用者負担割合が、原則、1割、2割、3割の3区分となります。これは世代間・世代内の公平性を確保しつつ、介護保険制度の持続可能性を高めるための制度改正によるものです。ただし、利用者の費用負担額には月ごとの上限額(高額介護サービス費制度)があるため、実際の負担は、負担割合が3割(または2割)になった

全ての人が1割負担の人と比較して3倍(または2倍)になるわけではありません。

各利用者の負担割合を示す「介護保険負担割合証」の有効期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間です。平成30年8月利用分からの利用者負担割合は、6月下旬に送付する介護保険負担割合証でご確認ください。

所得区分	利用者負担割合	
	7月まで	8月から
次の要件①、②を両方満たす人 ①65歳以上で、本人の合計所得金額が220万円以上 ②本人を含めた同一世帯で65歳以上の人の「年金収入 + その他の合計所得金額」が、1人の場合340万円以上、2人以上の場合463万円以上	2割	3割
次の要件①、②、③を全て満たす人 ①65歳以上で、本人の合計所得金額が160万円以上 ②本人を含めた同一世帯で65歳以上の人の「年金収入 + その他の合計所得金額」が、1人の場合280万円以上、2人以上の場合346万円以上 ③3割負担の要件に当てはまらない	2割	
2割負担、3割負担の要件に当てはまらない人 (65歳未満の人、本人の合計所得金額が160万円未満の人等)	1割	



問い合わせ先

高齢介護課介護保険係

☎23-3968

65歳以上の人の介護保険料

介護保険は、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らせるように支え合う制度です。財源は国や県、市が負担する公費と、皆さんに納めていただく介護保険料で運営し、65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料は、介護サービス費の見込み額や65歳以上の人数などをもとに、3年ごとに決定します。平成30年度は保険料見直しの年度です。

平成30年度年間保険料額については、7月上旬に送付する通知書でご確認ください。

平成30年度納付書・口座振替の納期限

第1期 全期	7月31日(火)
第2期	8月31日(金)
第3期	10月1日(月)
第4期	10月31日(水)
第5期	11月30日(金)
第6期	12月25日(火)
第7期	1月31日(木)
第8期	2月28日(木)

問い合わせ先

税務課市民税係 ☎23-3922

介護保険 地域密着型サービス整備事業者の公募

市では「第7期介護保険事業計画」に基づき、地域密着型サービス等の基盤整備を進めています。それにあたり、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の整備事業者を募集します。この募集は、質の高い介護保険サービスを確保するとともに、事業計画との調整を図りながら、整備事業者を公正で円滑に決定するために実施するものです。

■サービスの種類

地域密着型特定施設入居者生活介護

■日常生活圏域、募集数

観音寺北部圏域、観音寺中部圏域、大野原圏域のいずれか1カ所、定員20人

■公募期間 7月13日(金)～8月13日(月)

詳しくは、7月2日(月)から市ホームページに掲載予定の「平成30年度 地域密着型サービス整備事業者公募要領」でご確認ください。

問い合わせ先 高齢介護課 ☎23-3968

入院・通院時の 窓口負担

国民健康保険 後期高齢者医療
国民健康保険 健康増進課国民健康保険係
☎23-3927
後期高齢者医療 健康増進課医療係
☎23-3927
香川県後期高齢者医療広域連合事務局
☎087-1811-1866

一定の要件に該当し、認定証を医療機関に提示すると、入院・通院時に窓口で支払う一部負担金や食事代が自己負担限度額までになります。「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、健康増進課または各支所です。事前に申請してください。

8月から自己負担限度額が変わります
8月診療分から、国民健康保険(70歳以上75歳未満)、後期高齢者医療の現役並み所得区分を細分化し自己負担限度額を下表のとおり変更します。また、一般区分については外来上限額を引き上げます。
新しく現役Ⅰ・Ⅱに該当する人は申請手続きが必要です。現役Ⅲと一般に該当する人は、申請不要です。

国民健康保険

●認定証の有効期限は

8月1日からは新しい認定証が必要です。平成29年度に交付を受けていた人で、平成30年度も必要な場合は、再度申請をしてください。

●申請に必要なもの
被保険者証、印鑑、個人番号(マイナンバー)が分かるもの、住民税非課税世帯の人で過去12カ月の入院日数が90日を超える場合は、入院日数を確認できる書類(領収書など)

後期高齢者医療

●限度額適用・標準負担額減額認定証

平成30年度の住民税が非課税の世帯に属する人(区分Ⅰ・Ⅱ)は、申請により8月1日以降適用の「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。

平成29年度に認定証の交付を受けていた人は申請不要です。平成30年度も対象者の要件を満たす人には、新たな認定証を7月下旬に送付します。ただし、世帯に所得未申告の人がいる場合は、申告した後、認定証の申請をしてください。

●申請に必要なもの
被保険者証、印鑑、個人番号(マイナンバー)の分かるもの、本人または世帯員が平成30年1月1日に市内に在住していない場合は、その人の平成30年度の非課税証明書(平成30年度住民税・課税所得証明書、区分Ⅱの人で、過去12カ月の入院日数が90日を超える場合は、入院日数を確認できる書類(領収書など))

8月から70歳以上の人の自己負担限度額が変わります

区分	自己負担限度額(月額)	
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 44,400円(※1)
一般	14,000円 144,000円(※2)	57,600円 44,400円(※1)
区分Ⅱ	8,000円	24,600円
区分Ⅰ		15,000円

(※1) 過去1年間に3回以上高額療養費の支給に該当した場合、4回目以降の自己負担限度額
(※2) 年間限度額(8月～翌年7月)

国民健康保険

現役Ⅲ 住民税課税所得が690万円以上の人および同一世帯の人(70歳以上75歳未満)
現役Ⅱ 住民税課税所得が380万円以上の人および同一世帯の人(70歳以上75歳未満)
現役Ⅰ 住民税課税所得が145万円以上の人および同一世帯の人(70歳以上75歳未満)
区分Ⅱ 被保険者が属する世帯員全員が住民税非課税で、区分Ⅰに該当しない人
区分Ⅰ 被保険者が属する世帯員全員が住民税非課税で、世帯員全員の各所得が必要経費・控除(年金所得は控除額80万円として計算)を差し引いた時に0円となる人
一 般 現役並み所得者、区分Ⅰ・Ⅱ以外の人

後期高齢者医療

現役Ⅲ 同じ世帯に住民税課税所得が690万円以上の被保険者がいる人
現役Ⅱ 同じ世帯に住民税課税所得が380万円以上の被保険者がいる人
現役Ⅰ 同じ世帯に住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる人
区分Ⅱ 被保険者が属する世帯員全員が住民税非課税で、区分Ⅰに該当しない人
区分Ⅰ 被保険者が属する世帯員全員が住民税非課税で、世帯員全員の各所得金額(年金所得は控除額80万円として計算)が0円の人
一 般 自己負担割合が1割の人で、区分Ⅰ・Ⅱ以外の人